

同日落札数制限制度の試行導入について

1．制度背景と概要

当町発注の建設工事量は年々減少傾向にあり、当然それに合わせ町内の建設業者にとっては受注機会が減少している現状が伺えます。また、競争入札における入札結果によっては、過度な競争が顕著化し企業経営の体力低下を招く恐れがあるのが現状であると伺えます。

このような現状を踏まえ、地域経済及び雇用機会の観点から考慮し、官公需法に基づき、偏ることなく多くの建設業者に公共工事の受注機会が与えられることを考慮することが必要であり、同一日に開札する特定の建設工事について、落札件数を制限することにより、受注機会の確保を行う制度を試行的に導入します。

2．メリット

受注機会の確保が拡大されることにより、地域経済の振興及び雇用機会の維持など地域経済の活性化につながります。

3．運用基準

(1) 同一日に開札する建設工事(予定価格500万円以下に限定。)(以下「対象工事」という。)について、落札件数を次のように制限します。

対象工事の開札件数5件以下の場合 1業者1件

対象工事の開札件数6件以上の場合 1業者2件

(2) 単価契約の小規模工事は、予定価格の多寡に関わらず全発注案件に適用します。

(3) なんらかの理由により落札決定(候補を含む)が保留された場合、当該入札者が後の開札で落札者となった場合、先の保留分は無効として取り扱います。

4．施行時期

平成20年4月1日以降に公告を行った案件より適用し、概ね6ヶ月程度、試行的に実施します。その後においては試行の結果を踏まえ検討を行っていきます。

5．その他

入札に参加される業者の方については、落札希望の高い建設工事に参加できなくなる場合もありますので十分注意してください。